磐田市ボランティア登録制度 しおり



~ 目 次 ~

1	磐田市ボランティア登録制度実施要領	•••••	2
2	ボランティアの登録について		4
3	ボランティア募集の登録について		5
4	ボランティア活動保険について	•••••	5
5	各種様式	•••••	6
6	はじめてのボランティア	** **	11

磐田市社会福祉協議会・磐田市市民活動センター

令和3年12月改定

•●● 磐田市ボランティア登録制度 実施要領●●●

(目的)

第1条 この要領は、ボランティア・市民活動の振興と地域コミュニティの進展を図るために、磐田市、磐田市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)及び磐田市市民活動センター(以下「市民活動センター」という。)が、連携して実施するボランティア登録制度(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ボランティア

ボランティア募集情報を得て活動に参加をするために、人材登録した者をいう。

(2) ボランティア募集団体 団体の運営やイベント・行事等の計画に際してボランティアを必要とする団体 をいう。

(事業)

- 第3条 本制度の目的を達成するため、市社協および市民活動センターは、次の事業を 行う。
 - (1) ボランティアの募集及び活動参加に関する相談支援
 - (2) ボランティア募集団体の依頼に基づくボランティアへの活動先の紹介と調整
 - (3) 本制度の充実、発展を図るための調査研究
 - (4) 本制度の普及を図るための広報活動
 - (5) その他、本制度の目的を達成するために必要な事業

(ボランティアの登録)

- 第4条 ボランティアの登録を希望する者は、ボランティア登録カード(様式第1号) または、一芸・語りベボランティア登録カード(様式第2号)を市社協または市民活動センターへ提出する。
- 2 登録された情報は、磐田市、市社協及び市民活動センターで共有する。
- 3 ボランティア登録は、2年度毎に継続確認をする。

(募集情報の登録)

- 第5条 ボランティア募集団体は、ボランティア募集情報カード(様式第3号)を市社 協または市民活動センターへ提出する。
- 2 募集情報の有効期間は、募集締切日または年度末までとする。
- 3 募集情報は、ホームページ及び掲示板等で広報する。

(ボランティア活動の内容)

第6条 本事業に登録される活動内容は、概ね別表に掲げるとおりとする。

(保険加入及び補償)

- 第7条 ボランティアは、不測の事故等に備え、全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」に加入するものとする。
- 2 不測の事故等による補償については、加入した保険の範囲内とする。
- 3 加入手続については、随時、市社協で一括して行う。

(個人情報の保護及び活用)

第8条 ボランティアの個人情報を、磐田市及び市社協の関係例規に基づき、本人同意の上で、磐田市、市社協及び市民活動センターによる厳重管理のもとで共有し、本制度の目的達成に限定して活用する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 3年 12月 1日から施行する。

別表(第6条関係)

MIN (NONAM)				
区分	活 動 の 内 容			
	① 団体主催の行事補助(準備、受付、会場案内、各種コーナー手伝			
ボランティア	い、行事運営スタッフ等)② 日頃の団体活動の支援(教育・福祉・医療施設やボランティア団			
	体等での平常時の活動)			
	③ その他、ボランティア募集団体が支援を必要とする活動			
	① 講師・指導			
	例:子育て、健康福祉、コミュニケーション、語学、歴史、			
技能	環境、パソコン、スポーツ、手芸、工作、音楽、伝統文化			
ボランティア	レクリエーション、平和教育、国際理解等			
	② 特技活用			
	例:写真撮影、毛筆書き、司会等			
	① 地域のイベントやサロンに出向いて一芸を披露する。			
一芸・語りべ	例:楽器演奏、歌、踊り、演劇、紙芝居、人形劇、手品等			
ボランティア	② 自分の経験や体験を語り継ぐ。			
	例:戦争体験、災害経験等			
L	1			

••● ボランティアの登録について ●••

1 ボランティアおよび技能ボランティアの登録方法

- (1) 磐田市社会福祉協議会または磐田市市民活動センターへ【ボランティア登録カード(様式第1号)】を提出してください。
- (2) 活動紹介およびコーディネート

ご紹介できる活動がある場合

• ボランティアの募集団体に連絡をとり、活動につながるようコーディネート します。

すぐにご紹介できない場合

- ボランティア登録制度のホームページにて、ボランティア募集情報を掲載します。そちらをご覧いただき、参加できる活動にお申込みください。
- 登録していただいた内容によって、個別にお声がけすることがあります。

2 一芸・語りベボランティア登録方法

- (1) 磐田市社会福祉協議会または磐田市市民活動センターへ次の書類を提出してください。
 - ◇ 一芸・語りベボランティア登録カード(様式第2号)
 - ◇ 活動内容がわかるチラシ、写真、曲目一覧等の資料
 - ◇ 団体登録の場合は、会員名簿
- (2) 登録条件※全ての項目にご了解いただける方
 - ① 自分たちの経験や能力を活かし地域貢献したい方
 - ② 無償で地域活動に協力することできる方

【無償とは】

講師料、出演料、交通費の請求はできません。

ただし材料費が必要な場合は、依頼者に請求することができます。

例) フラワーアレンジメントの花代

バルーンアートの風船代

- ③ 自力で現地まで行くことができる方
- ④ 個人情報を公開することに同意できる方
- (3) 活動紹介およびコーディネート
- 登録カードを利用して、市社協で閲覧名簿を作成します。
- 閲覧名簿は、市社協、市民活動センター、各交流センターで管理します。
- 閲覧名簿は、持ち出し禁止、コピー禁止です。必要事項はメモを取っていただきます。

- 登録から閲覧名簿への反映までには、少し時間がかかります。
- 閲覧名簿を見た方から、直接連絡が入ります。
- 依頼内容の詳細については、直接確認をお願いします。

•●● ボランティア募集の登録について ●●●

1 ボランティア募集の呼びかけ

- 事業やイベント等でボランティアを必要とする場合、募集内容を登録し、ボランティア募集の呼びかけをすることができます。
- ボランティア登録者の中に、適当な方がいればご紹介することができます。
- ボランティア募集の目的が適当でない(営利、宗教、政治的な内容等)と 判断する活動は募集できません。

2 ボランティア募集の流れ

- ボランティア募集団体は、ボランティア募集カード(様式第3号)を磐田市 社会福祉協議会または磐田市市民活動センターへ提出してください。
- 募集内容は、ホームページやボランティアセンター掲示板に掲載し、募集の 呼びかけをしたり、ボランティア登録者に情報提供し調整を行います。
- 募集情報の有効期間は、募集締切日または年度末までとします。
- 状況によっては、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

●● ボランティア活動保険について ●●●

不測の事態に備え、全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」に加入します。

- 加入手続きは、磐田市社会福祉協議会で行います。
- ボランティア登録者の費用負担はありません。ただし基本プランに限ります。
- ケガや事故に遭った場合は、必ず医療機関を受診し、磐田市社会福祉協議会へ報告してください。未受診や発生から1ヵ月以上経過した場合等は対象となりません。
- 補償内容は、パンフレットまたはボランティア登録制度ホームページから確認ができます。

ボランティア登録カード

			I			
フリ が 氏 名	男・女・回答しない	生年月日	S•H	年	月	日生
住 所	〒 −	電話番号	自宅携帯	_ _	_	
		連絡可能 時間帯		時~		時
Eメール		FAX番号				
活動の動機						
活動経験	□無 □有(内容)
希望する 活動内容	ロー般ボランティア (例: イベント) 口技能ボランティア (例: 特技・知意 内容					
関心のある 対象・分野 (複数選択可)	□乳幼児 □青少年 □視覚障害 □知的障害 □精神障害 □高齢 □国際協力・交流 □スポーツ □趣味や特技を活かした活動 □	命者 □災害 □施設 □	 支援 □ □ 行事 □ □		口動物	保護 動
活動可能日	□不定期 □定期的 月(□ 週(□	曜日)曜日)	時間帯	□午前 □夜間	口午	後
ボランティア 活動保険	口加入済(加入時期: 年	月・加]入場所:)
情報の 受取方法	□郵送 □FAX □Eメール	(ボランティアt	2ンターから提	供する情報 <i>0</i>	D受取方法	の希望)
■ご記入 ※受付記入欄	いただいた個人情報は、ボランティア	活動に関する	こと以外に係	使用いたしま	ません。	

受付日	年 月 E	経路	来所・電話・その他 ()	受付者	
対 応					

様式第2号(団体用)

一芸・語りベボランティア 登録カード 令和 年度

フリガナ 団 体 名			
年齢層	10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80歳以上		
代表者氏名	代表者住所		
	□自宅電話 □携帯電話		
連絡先	□FAX □E-mail		
	口その他		
活動内容	具体的に記入		
活動対象者	□幼児 □少年 □青年 □一般 □高齢者 □その他()		
活 動 可 能 エ リ ア	□市内全域 □磐田地区 □福田地区 □竜洋地区 □豊田地区 □豊岡地区 □その他()		
活動可能日	□ 日時が合えば、いつでも可□ 月曜日 □火曜日 □木曜日 □金曜日 □土曜日□ 日曜日 □祝日 □その他(
依頼者側が 用意するもの	依頼者側 ※1 人あたり〇円、1 回△円など 実費		
備考欄			
■ご記入いただいた個人情報は、ボランティア活動に関すること以外に使用いたしません。			
私どもの団体・活動は、以下の条件を了承して登録します。 1.無償で地域活動に協力することができます。 2.現地まで自力で出向くことができます。 3.自分たちの特技や能力を活かし、地域貢献することを目的としています。 4.ボランティア活動保険に加入します。 5.依頼者に連絡先を教えることを承知しています。 令和 年 月 日			
	署名		

団体用

個人情報の取扱いには十分注意し、目的以外には使用しません。 ボランティア活動保険の加入に必要ですので、名簿の提出をお願いします。 既存の名簿があれば、そちらの名簿提出で構いません。 基本プラン 350 円は、市からの補助で賄われ、自己負担はありません。

ボランティア活動保険加入者名簿

No.	氏 名	No.	氏 名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

様式第2号(個人用)

一芸・語りベボランティア 登録カード 令和 年度

	フリガナ			
氏	名	住所「		
年	始令	10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80歳以上		
		口自宅電話		
連	絡 先	□FAX □E-mail		
		口その他		
		具体的に記入		
活	動内容			
活重	対 象 者	□幼児 □少年 □青年 □一般 □高齢者 □その他()	
活	動可能	□市内全域 □磐田地区 □福田地区 □竜洋地区		
エ	リア	□豊田地区 □豊岡地区 □その他()	
江玉	. 可处口	ロ 日時が合えば、いつでも可		
冶集	活 動 可 能 日 ロ 月曜日 ロ火曜日 口木曜日 口金曜日 口土曜日 ロ 日曜日 口 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日)	
依	依頼者側が 依頼者側 ※1 人あたり〇円、1 回△円など			
用意	ぼするもの	実費		
備	考 欄			
	■ご記入いか			
T 7	いけ いてん			
1		地域活動に協力することができます。		
		で自力で出向くことができます。		
	3.自分たちの特技や能力を活かし、地域貢献することを目的としています。			
	4.ボランティア活動保険に加入します。			
	5.依頼者に連絡先を教えることを承知しています。			
		令和 年 月 日		
		署名		

様式第3号 ボランティア募集情報カード

活動種別	□継続活動 □短期活動 □単発活動
施 設 名 団 体 名	代表者
所 在 地	担当者
電話	FAX
E-mail	
活動日時	
活動場所	
活動内容	※具体的な内容をご記入ください
人数	1日につき 人 (口男女不問 口男 人 口女 人)
必 要 な 条 件 等	※年齡·技能·資格 等
持ち物	※服装・準備物 等
費用弁償	※ボランティアへの費用弁償等の有無
事前説明 申込方法	※事前説明会の有無、申込方法 等
募集期間	□あり 令和 年 月 日()まで □なし ※継続活動は、年度ごと情報を更新します。
その他 連絡事項	
※受付記入欄	
受 付 日	R 受付者
発信方法	ロチラシ・掲示板 ロホームページ 口その他()
対 応	

はじめてのボランティア

♣ボランティアってなあに

ボランティアとは、「自発的に、自由に行動する人」 という意味で、1人ひとりの人間の尊重や、自由な意思を 大事にする理念が込められています。

ボランティア活動は、世代、国籍、障がいの有無、社会的な地位、経済的豊かさ等 に関わらず、すべての人が社会的発展のために参加し、暴力のない、平和で平等な 社会を築く大きな力となっています。

♣ボランティア活動4原則

ボランティアは「自発性」「公益性」「無償性」「創造性」がある活動といわれます。

- ♥「自発性」=個人の自由意思に基づく活動
- ♥「公益性」=「生命の尊さ」を考え、守り、育てる活動
- ♥「無償性」=金銭の報酬を期待して行う活動ではない。
- ♥「創造性」=日々変化する社会のニーズに関わり、より豊かな社会を創る

♣ボランティアは心のビタミン!?

人のために役立つことでもあり、実は自分のためにもなる!? 仕事のようにお金を もらえないし、面倒くさそうだし、自分の得にならないから…。そのように思われ る方もいると思います。でも、ボランティア活動には、家庭でも、職場でも、学校で も得られない、自分へのプラスになることがあります。自分にとって何が大切なの か、活動を通して発見できるかもしれません。

【こんなことが得られます!】

- ★いろいろな人と知り合いになれる。 ★新しい世界が広がる。
- ★社会のしくみがわかってくる。
- ★社会参加・介護予防になる。
- ★もう1人の自分に出会える。
- ★自分が好きになる。やさしくなれる。

♣どんな活動があるの?

毎日の暮らしの中に、ボランティア活動のヒントがたくさん隠れています。たと えば、住んでいる町内で、職場で、学校で。気負うことなく、自分が取り組みたいこ とからはじめましょう。



皆様の活動が、より活発になるよう 🍅

サポートさせていただきます。

ご不明な点やご意見等ございましたら

お気軽にお問合せください。



●磐田市社会福祉協議会 ボランティアセンター

〒438-0077 磐田市国府台 57-7 i プラザ 1 階電話 0538-37-6200 FAX 0538-37-4866 メール tiiki@iwatashakyo.or.jp ホームページ https://www.iwatashakyo.or.jp/



●磐田市市民活動センター のっぽ

〒438-0086 磐田市見付 2989-3 ワークピア磐田 1 階電話 0538-36-1890 FAX 0538-31-2130 メール noppo@iwata-npo.org ホームページ https://iwata-npo.org/



ボランティア登録制度ホームページ



https://iwata-vc.jimdofree.com/